

○伊豆の国市総合計画審議会条例

平成17年9月12日条例第143号

(設置)

**第1条** 伊豆の国市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を調査及び審議するため、伊豆の国市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関する事項について、調査及び審議する。

2 審議会は、総合計画の進行管理に関する事項について、市長に対し意見を述べることができる。

3 審議会は、前2項に規定するもののほか、総合計画に密接に関連するその他の重要な施策について、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員25人以内で組織する。

(委員)

**第4条** 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 公共的団体の代表者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者

(任期)

**第5条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる

(解嘱)

**第6条** 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員の委嘱を解くことができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。

(3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(会長)

**第7条** 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第8条** 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議の議長は、会長が行う。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第9条** 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちからこれを互選する。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、その経過及び結果を審議会に報告する。

(意見等の聴取)

**第10条** 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊豆の国市条例第26号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

#### 附 則（令和3年9月1日条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず令和6年3月31日までとする。